

野田市告示第 7 号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成16年1月24日から効力を生ずる。

平成16年1月23日

野田市長 根本 崇

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
山崎	松ノ一	上花輪	大和田	2~17 18の2 19の2
		野田	谷田山下	998の2 999の1 1,000の1 1,001の1 1,001の3 1,002 1,003
		今上	三尺道上	2,136の1 2,136の4 2,137の1 2,137の4 2,138の1 2,139の1 2,140の1 2,140の5 2,141の1 2,142の3 2,140の1の地先の道路、水路である国有地の全部
上花輪	大和田	上花輪	鹿島下	142の1~142の3 143の1~143の3 144の1~144の3 144の7 151の1 151の3 152の1 152の2 153 154 155の2 158の2 159の2 160 161 162の1 162の3 178の1 178の2 178の5 179 180の3 180の4 181の2 184の2 185の2 186の1 186の2 186の5
		野田	谷田山下	986の2 987の1 988の1 989の2 989の4
	鹿島下	鹿島下	895、908、909、917の2、917の4、918、925の地先の水路である国有地の一部	
野田	谷田山下	上花輪	大和田	70の1 71の1 72の1 72の2 72の5 98の1 98の2 99の1 99の3 100の1 100の2 101 102 103の1 103の3 123の1 123の3 124 125 126の1 126の2 127 128の1 128の2 128の5
			鹿島下	145の1~145の3 145の7 146の1 146の3 146の4 147の1~147の3 148 149 150の1 150の3 163の1の内 163の3 164の内 165の内 166の5の内 166の10の内 167の5の内 167の10の内 168の内~170の内

		野 田	鹿島下	925の内
		今 上	三尺道 上	2, 145の1の内 2, 145の3 2, 146の内 2, 153の内
			大江堀	2, 154の内 2, 190の内 2, 191の内 2, 231の内 2, 232の内 2, 283の内 2, 312の内 2, 313の1の内 2, 313の2 の内
		山 崎	松ノ一	1の1 1の5 2の1
今 上	大江堀	野 田	谷田山 下	926の1~926の3 927の1~927の3 9 28の1の内~928の3の内
			鹿島下	922の1の内 923の内~925の内
		今 上	花輪道 下	2, 405の2に隣接する水路である国有地の全部
野 田	鹿島下			2, 438の1の内~2, 438の3の内 2, 439 の1の内 2, 439の2の内 2, 443の1~2, 443の3 2, 446の1に隣接する道路である国有地の全部 2, 446の1の地先の道路である国有地の一部
今 上	三尺道 上		八幡前	1, 973の1~1, 973の3、1, 975の1~1 , 975の3、1, 976の1、1, 980の1、1, 980の2の地先の道路である国有地の全部
			大江堀	2, 154の内 2, 155~2, 159 2, 160 の1 2, 160の2 2, 161~2, 167 2, 174の1 2, 175の1 2, 176~2, 184 2, 185の1 2, 185の2 2, 186の1 2, 186の2 2, 187~2, 189 2, 190 の内 2, 191の内~2, 194の内 2, 195の 1 2, 195の2の内 2, 196の内 2, 197 の内 2, 198 2, 201~2, 205
	花輪道 下			2, 351の1、2, 356の1、2, 357の1、2 , 359、2, 360、2, 371に隣接する道路であ る国有地の全部 2, 359の地先の道路である国有地の全部 2, 371の地先の道路である国有地の全部
		野 田	鹿島下	904の内 913の内 914の内 921の2の内

				922の1の内	922の2の内
--	--	--	--	---------	---------

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成14年7月2日現在の土地登記簿謄本によるものである。